

平成27年6月22日

産業厚生委員会

阿久根市議会

1. 日 時 平成27年6月22日(月) 10時00分開会
15時42分閉会

2. 場 所 第2委員会室

3. 出席委員 仮屋園一徳委員長、白石純一副委員長、中面幸人委員、
野畑直委員、濱崎國治委員、牟田学委員、
岩崎健二委員、山田勝委員

4. 事務局職員 議事係主査 大漣 昭裕

5. 説明員

- ・農政課
課長 谷口 義美 君 課長補佐 園田 豊 君
係長 下薊 富大 君
- ・商工観光課
課長 堂之下 浩子 君 課長補佐 薊畑 雄二 君
- ・健康増進課
課長 児玉 秀則 君 係長 勢屋 伸一 君
- ・税務課
課長 川畑 宏之 君 係長 大下本 護 君
- ・生きがい対策課
課長 早瀬 則浩 君 課長補佐 牛濱 美紀 君
- ・都市建設課
課長 西園 善信 君 課長補佐 松田 高明 君
係長 下澤 克宏 君
- ・水道課
課長 中野 正市 君 課長補佐 濱崎 久朗 君
係長 田原 勝矢 君
- ・水産林務課
課長 山平 俊治 君 課長補佐 大石 直樹 君
係長 大野 勇人 君

6. 会議に付した事件

- ・議案第42号 にぎわい交流館阿久根駅の指定管理者の指定について
- ・議案第43号 にぎわい交流館阿久根駅条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第44号 阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第46号 阿久根市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第47号 平成27年度阿久根市一般会計補正予算(第1号)

7. 議事の経過概要

別紙のとおり

議事の経過概要

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

ただいまから産業厚生委員会を開会します。

平成27年6月15日の本会議で本委員会に付託になった案件は、配付した日程表にありますとおり、議案第42号、にぎわい交流館阿久根駅の指定管理者の指定について、議案第43号、にぎわい交流館阿久根駅条例の一部を改正する条例の制定について、議案第44号、阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第46号、阿久根市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第47号、平成27年度阿久根市一般会計補正予算第1号の5件であります。

ここで、日程についてお諮りいたします。委員会の日程は、あす6月23日までの2日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認め、6月23日までの2日間といたします。

なお、本日の日程は日程表のとおり進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

また、本定例会で付託された議案に対する現地調査は、所管課への質疑の後お諮りいたします。それでは、執行部の出席をお願いします。

（農政課 入室）

議案第47号を議題とし、農政課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

谷口農政課長

議案第47号、平成27年度一般会計補正予算第1号のうち、農政課所管分について御説明いたします。それでは、まず、歳出について御説明いたします。

予算書の10ページをお開きください。

今回の補正予算は、6款農林水産業費1項3目農業振興費19節負担金補助及び交付金の530万6,000円の増額でございますが、まず補助金の鳥獣被害防止対策協議会補助金343万8,000円の増額は、鳥獣被害対策実践事業の緊急捕獲活動支援事業で、捕獲頭数に応じて平成26年度までは県から阿久根市鳥獣害被害防止対策協議会へ直接交付されていたものを、今年度から市を経由して交付するものであります。なお、今回の補正額は9月末までの上半期分の事業費でございます。また、強い農業づくり交付金事業186万8,000円の増額は、株式会社阿久根食肉流通センターが実施します急速液体凍結機と浄化槽処理施設前処理装置につきまして、資材及び労務コストの上昇に伴う増額でございます。

次に、歳入について御説明いたします。7ページをお開きください。

14款県支出金2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金の530万6,000円の増額は、鳥獣被害対策実践事業費343万8,000円の増額及び強い農業づくり交付金の186万8,000円の増額は、事業に伴う県補助金を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、質問については私と担当係長でお答えいたしますので、よろしくお願ひいたします。

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

野畑直委員

10ページの6款1項3目農業振興費の鳥獣被害防止対策協議会の343万8,000円ですけれども、9月末までということですが、これは昨年度の実績が関連してこういうような数字が出るということで解釈すればいいんですか。

谷口農政課長

なかなか実績も参考にしますけれども、きっちりという数字は厳しいところがあります。実績を勘案しながら、今年度はですね、イノシシ、シカが、イノシシが150頭、シカが250頭、アナグマが100頭、それからタヌキが100頭、カラスが100羽、それからヒヨドリが90羽といったことで、そのそれぞれの単価を計算しましたところで上げてございます。

以上です。

野畑直委員

ちなみに、昨年度までは鳥獣に対する協会のほうにということでしたけれども、前年度の額も教えてください。

谷口農政課長

26年度の実績で申し上げます。イノシシが260頭、シカが501頭、タヌキが7頭、アナグマが98頭、それからカラスが9羽、合計金額606万1,800円ということになっております。

野畑直委員

この606万1,000円というのは昨年度の全体ということで、だから今回の9月までということですから、後期の分がまだわからないということで、昨年度の実績としては最終的に606万あったということで理解していいんですか。

谷口農政課長

はい、昨年の実績が606万1,000円。ただ、9月までと説明を申し上げましたけれども、今回、6月1日付けですね、県の農政部、農村振興課長名で文書が届いております。国のほうがどうも九州農政局からの指示を受けてですね、9月までの捕獲計画で事業計画を作成し農政局へ提出をしたところですが、九州農政局からは9月末までの捕獲実績及び10月から12月までの捕獲計画を調査の上、再配分を考えているが、国の追加予算があるかは未定であるといったことが出てきております。今、農村振興課長名で上げてきている中で、3つの取り扱いのやり方というのが示されておまして、単価については現在のもので進める。これが国の予算、追加予算がなかった場合、予算の範囲内で終了ということになる考え。それから2つ目がより多くの捕獲頭数に対応するため、あらかじめ単価を引き下げるといった考え方。しかし、この国の追加予算があった場合はさかのぼっての変更は不可とするという文言が付いております。それから3つ目が、支払いを保留しておき、捕獲実績が確定した段階で単価を調整し支払うと。一番最後に調整を図る。この3つのパターンが示されております。この件につきましては、今度の6月24日、水曜日なんですが、午後から阿久根市有害鳥獣捕獲協会と、それから水産林務課、農政課、三者によってこのところをどういう取り扱いでいくかという協議をすることにしております。

中面幸人委員

同じ、ちゃんと言いましょう、10ページの6款1項3目の19節、今、野畑委員のところでございますけれどもですね、今、先ほど課長が言われました今後、国の対応の仕方であって来るような気もしますけれども、今、阿久根の場合、頭数も増えてですね、やはりこ

の国からの補助金等でですね、捕獲隊がですね、捕獲意欲等も出てきていると思うんですよ。そういうふうに捕獲隊のほうでも言われますのでですね。この金額等については去年と変わらないんですか。言わばイノシシに幾らとかあるわけでしょ。そういうのは変わらない。

谷口農政課長

当初、私ども、先ほど申しましたとおりですね、343万8,000円につきましては、イノシシ・シカが8,000円、こことアナグマ・タヌキが1,000円、ヒヨドリ・カラス等が200円ということの単価で、これで申し込みをしたのが343万8,000円でございます。ただ、先ほど私、申しましたとおり、国のほうの予算配分というのが大変厳しい状況にあると、そういった中では単価を変えないかんのか、それともこのままいって、国の予算を勝ち取ってくるのかという、そのところで変わってくるかというふうに思うところです。

中面幸人委員

例えばですね、今後ですね、今までどおりのそういう率の補助をしてもらうためにもですね、阿久根市の取り組みとか、言わば効果等をですね、十分にやっぱり検討するというか実績を上げていただいてですね、ぜひ国にもですね、今と変わらんような補助体制でいけるような努力も私は必要でないかと思うんですよ。その辺あたりをやはり今までで阿久根の現状から、頭数が、捕獲頭数が増えたことでですね、農産物なんかの被害が相当減ってるんだと、そういう効果等も、実績等もぜひ示していただいて、国にそういうまた必ず要求をしていただきたいと思えますけど、どうでしょう。

谷口農政課長

そこは議員がおしゃるとおりだと私も思っておりますので、そのようにやっていきたいと思えます。

白石純一委員

この捕獲したイノシシ・シカ等の肉の販売によって得られる収益というのはどのように処理されるんでしょうか。されてますでしょうか。

谷口農政課長

所管的には水産林務課のほうになってくるかと思えます。実際、私も関係ある分としては「いかくら阿久根」がございまして、そちらのほうで処理をされて、有償で販売をされたりというジビエの振興にもつながっているというふうに思っております。

中面幸人委員

同じ6款1項3目19節の中ですね、今度は強い農業づくりの交付金事業でございましてけれども、説明によれば液体凍結による急速冷凍という設備ということになりますけれども、現在、水産振興センターに入っているあれと同じようなやつですか。

谷口農政課長

急速液体凍結機ということで、今回導入するのは同じようにアルコールを使用した処理機でございまして、処理能力は時間当たり300キログラムを処理できる能力の機械ということになっております。

以上です。

中面幸人委員

肉とはちょっと違うかもしれんですけど、例えば阿久根の全体的な農林漁業の特産物の今後の事業の展開につながると思えますのでですね、例えば今、阿久根で導入している冷凍機については、ウニなんかは難しいということも聞いておりますけれどもですね、例えばうに井祭り、やはり時期的に獲る人なんかの関係があったりして、足らない部分が、不足する部

分があったりして、今年もだったらいいんですけども、例えばウニなんかも獲れたのと変わらんような、解凍した時ですね、であれば相当いいわけで。私が以前から言っておりますCAS冷凍についてはですね、ウニなんかも冷凍して、また解凍したときにほんとドリップも出なくて、そのまま獲れたばかりのそのままとなるということも聞いておりますけれども、導入するに当たっては相当その辺あたりのところも検討されたのでしょうか。

谷口農政課長

食肉流通センターのほうが検討をされているというふうに思っております。

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第47号中、農政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(農政課 退室)

(商工観光課 入室)

次に、議案第42号について審査に入ります。課長の説明を求めます。

堂之下商工観光課長

それでは議案書の3ページをごらんください。

議案第42号、にぎわい交流館阿久根駅の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。今回、にぎわい交流館阿久根駅の指定管理者として、公益財団法人阿久根市美しい海のまちづくり公社を指定しようするものであります。同公社が公益財団法人であることから、新たに事業の委託を受ける際には、当該業務について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条の規定により、県の認定を受ける必要があります。そこで、指定する期間については、その認定を受けた日から、前指定管理者の残余期間である平成31年3月31日までとするものであります。

4ページをお開きください。指定しようとする阿久根市美しい海のまちづくり公社は、概要の7番に記載しているとおり、公益的な事業を行っており、その内容は、にぎわい交流館阿久根駅の人々の集いと交流の促進によるにぎわいの創出に関する業務、観光の振興に関する業務、地域特産品等に係る情報発信及び活用に係る業務に適合しております。さらに、同公社は、肥薩おれんじ鉄道開業当時から、切符販売等の駅業務について、同鉄道の委託を受けており、駅業務と一体的かつ効果的な管理運営ができるものであります。また、長年にわたり携わっている道の駅阿久根などの経験やノウハウを活かし、地域の人材、特産品等の資源を活用することで地域の活性化につながるものと期待されます。

これらのことから、同公社を指定管理者として指定しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議の程よろしくお願いいたします。

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

岩崎健二委員

県の追加認定が必要だったという部分で、7番の主な事業内容の中でどこがそれに該当するんですかね。

堂之下商工観光課長

7番の内容については、定款に定めてある内容なんですけれども、公益財団法人として事業を、全ての事業を網羅した事業内容を提出しております。その部分の定款ではなくて、公益財団法人として事業を申請している内容の変更ということになります。

岩崎健二委員

休憩をお願いします。

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

休憩します。

（休憩 10：20 ～ 10：22）

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

委員会を再開いたします。ほかに。

山田勝委員

私は、指定管理者をして阿久根駅をするわけですけどね、この前からいろいろ話を聞いたったり、あるいはこういうのをするとね、せっかくやろうと思ってる人がね、あまりにもがんにがらめにね、ルールを作ったりやってるからね、やろうと思ってることができないような気がするんですよ。だから、もっと自由に美しいまちづくり公社がですね、あそこを本当にやれるようなそうゆう、問題はそういうスタッフがおっとかつうことが一番大きな問題やらな。本当で阿久根の駅をですね、ものすごく気軽に、何でもできる。今までは例えば旗を立てるのもどうだとか、なんするのもどうだとかという規制がいろいろあってですね、あるいは品物を作る、食堂で品物を作る、そういうのもいろいろあってですね、なかなか自由にできないという不便さをずっと感じてたんですが、その付近はどうなんですかね、美しい海のまちづくり公社のほうは。ちゃんと承って、本当は美しいまちづくり公社の方が来て本当にでくつとか、しやなつとかと言わないかんたんどんからん。担当課やっで、おたくたちがね、知っていると思うんだけど、どうなんですか。その本当に彼らが引き受けてですね、市民のあるいは議会の要望に応えるような運営ができるのかということのほうは私は重要に思うんですけどね。はい。

堂之下商工観光課長

まちづくり公社ですていただけるというふうに考えております。そしてまた指定管理をするということ自体が指定管理者にそれだけの自由な裁量を任せて収益を上げていただくことが目的でもありますので、そこはやっていただきたいということと、また、にぎわい交流館としての目的をやはり達成していただくには、私たちのほうも幾らかは関わっていかないといけないというふうに思っておりますけれども、そこはまちづくり公社として一生懸命やっていたりもものと思っております。

山田勝委員

ただね、この前の例えばおれんじ鉄道はいち抜けたで抜けたわけじゃないですか。収益が上がらない、あるいは要望に応えられない。ところが今回は阿久根市の全額出資の公社だからね、逃げるに逃げられない。いい言葉で言えば逃げるに逃げられないんだけど、でも現実には赤字を出してもやり続けてくれるけど、あわせて赤字の部分は今後阿久根市が補填せなにかんいうことも心配の部分であるんですよ。ですから、その付近はどうなんですか。

堂之下商工観光課長

その赤字が出るというふうには私たちも考えていないところであります。実際、おれんじ鉄道も赤字ではなかったと言っておりますし、収益部門でいえば収益を上げられるだろうというふうに私たちは考えております。ただ、指定管理としてキッズスペースだったり観光案内という部分がおれんじ鉄道は不足をしていたというふうに思っておりますので、そこを充実してやっていただければ、収益は十分上がる施設だというふうに考えております。

山田勝委員

先ほどね、話があったんだけど、例えば七つ星が来るからとかいろいろありますよ。しかし現実には七つ星が来たからといってね、ものすごく繁栄をして、ものすごく人が集まって、わいわいするようなことは当然、なかなか私の考えでは想像できない。でも、現実には阿久根駅の施設・設備をですね、もうちょっと形を変えながらすればもっともって何かできるような気がするんですよ。ですから、そういう意味ではね、いろいろ考えて、自由裁量で考えて、そのルールにこだわらず、ちゃんとその、もちろんだいでんかんでんして、させてよかかということもなんだけど、現実にはね、やっぱり阿久根市民がみんなあそこで集まって何かをやったら、もちろん市外も近隣自治体の方々もね、私は集まってくるという気がするんですよ。ですから、その付近はやっぱりもっともって自由裁量に任せて、もっともって徹底的にやらせる、そういう美しいまちづくり公社に人材もおらないかん、そういうことまでね、やはり指導してやってほしいと思いますね。

以上です。

牟田学委員

ちょっと人員の関係で、まちづくり公社は道の駅もやるわけですが、新たに駅舎をする場合にスタッフとか、そういうのは新規雇用とか考えてあるんですか。

堂之下商工観光課長

まだそこまでは話を進めておりません。とにかくこの議案が通らないことには準備をするなどということで県から止められているものですから、まだ準備行為ができないところでございます。

牟田学委員

それともう一つ、今、道の駅の家で責任者をやってる方、それと今度、駅舎をやる場合に、それを兼務するのか、それとも駅舎は駅舎で責任者を新たに設けるのか。今、課長の答弁でまだ議案も通ってないからということですけども、そこ辺りはどのように考えていらっしゃいますか。道の駅の責任者、阿久根駅の責任者、二人設けるのか。それとも誰かが一人で統括してするのか。そこ辺りはどうですか。

堂之下商工観光課長

そこもわかりませんが、事務局長は全体を統括するということになると思いますが、当然、阿久根駅において責任を持って指導する立場の方が誰かいないといけないとは考えております。

中面幸人委員

今、今回、委託方式という形になりますけども、いろいろ民間でやる場合とかいろいろ変わってくると思うんですけども、今回、市長が2月ぐらいの時点だったですかね、全協の中で公募をしないでまちづくり公社にということでございましたけども、公募しなかった理由は何なんですか。

堂之下商工観光課長

やはり、にぎわい交流館あくね駅というのは公の施設であるということと、まちづくり公社の定款にもありますとおり、事業目的が合致しているということで、今回はおれんじ鉄道の残任期間ということでもございましたので、そういう意味で公募をしないということで、指定管理の検討委員会の中で決定したところでございます。

中面幸人委員

それと例えば、なかなか全協での説明の中では、市長の説明の中ではなかなか質疑等も行われませんでしたのでですね、公募、公募じゃなくて、撤退した、おれんじ鉄道が撤退した理由として自分たちが聞いているのは、いろんな市側の要望等に応えられないということの

理由でありましたけれども、その辺のところは何かお話ができますか。どういうことを要求したのか。要求してちょっと無理だと判断されたのかというのはわかりますか。

堂之下商工観光課長

こちらから指摘した事項というのが、やはり観光案内が十分でないということ、あとキッズスペースにアテンダントを置くということも、もともと指定管理の条件に入れてあったのを、そこが履行されていないということ。あとまた、イベントももう少しやってほしいということをお願いをしたところでございます。そうしたところ、おれんじ鉄道のほうからそういった人的な配置が今のところ難しいんだということでお話をいただいたところです。

中面幸人委員

実際ですね、毎月第1日曜日ですかね、今でもマルシェというのはされていると思うんですけども、なかなか例えばそこに参加する、私も「くあからんじょ市」というので、私も会員になってるものですから、私も参加したりしますけどもですね、そのほかに例えば市内の魚の加工とか、あるいは名前出しているのかな、ふたばさんとか、そういうところが参加されますけども、なかなか1人、例えば加工、魚の加工の方が1人来られて販売されるわけなんですけども、なかなか1日の日当も出ないような、ですよ、そういう雰囲気ですよ。例えば「くあからんじょ市」なんかは農産物ですから、カボチャとかダイコンとか持っていくんですけど、なかなかああいう荷物になる大きなものは買ってもらえないというのもあるんですよ。だから、まだちょっとあれでも質疑しましたけれども、今でもなんか、例えばそのデザイナーの水戸岡さんなんかのですね、そういうのはまだあるのか。ああいうのはやっぱりなくしたりしないと、なかなか、先ほど今、山田委員のほうから言われましたようにですね、なんか縛りがあればなかなか動きづらいと、今後そういうふうに指定管理者も変わりましたけれどもですね、そういうところは変えていかないと、なかなか難しいと思うんですよ。だから、もちろん出店者が、当然やっぱりもうかってほしいし、利益を上げてほしいし、委託業者であっても利益を上げてほしいというのがあるわけですからですね、その辺あたりはどういうふうに、今後は変えるところは変えていかなければならないと思うんですけども、そういうのはできるんですか。

堂之下商工観光課長

今、中面委員が言われるのは、のぼり旗とかそういうことだと思いますけれども、その辺についてはまた水戸岡先生に相談しながら、ただ地元の方が一生懸命する分にはかまわないというのは、お話もあったというふうに市長から聞いておりますので、そこを確認しながらしていきたいというふうに思っています。ただ、昨年おれんじ鉄道がそういったイベントをやるときに、なかなか直前まで決まらずに、私たちのほうも広報ができなかったというのが反省点でございます。そういうのを早めに広報していけば集客もできるんじゃないかというふうに思っておりますので、その辺は改善しながらやっていきたいと思っております。

白石純一委員

責任者等はまだこれからまちの、にぎわい、まちづくり公社とのほうでということですが、スタッフについては現在、市で雇用されてるのではと思いますけれども、この方々を、まちづくり公社でしようけれども、引き継がれるというような見立てというか、されておられますでしょうか。

堂之下商工観光課長

今回、おれんじ鉄道が撤退するにあたりまして、おれんじ鉄道のスタッフだった方々の中で、希望者はそのまま引き継ぎますということで、現在、観光連盟と、また、まちづくり公社の清掃の部分で何名か雇用していただいておりますので、本人たちの希望を聞きながら、

まちづくり公社のほうで雇用していくことになるかというふうに思っております。

中面幸人委員

おれんじ鉄道は撤退した後ですね、レストラン部分についてはまちづくり公社じゃなくて、民間の方がされていたと思うんですけども、今後、まちづくり公社の中の一つのあれなのか、もうレストラン部分については全く別個に、そういう形態になるのか、その辺あたりをですね、例えば、なかなかやっぱりよそから来る方が、やっぱり阿久根は食のまちということで、ちょうどおれんじ鉄道を使って、飲み食いに来て帰るといふ人もいますんですけども、前回のおれんじ鉄道の場合、カレーライスとか、ああいうやつで、なんか酒のつまみがないというのがあって、そういう意見も聞いたんですけど、個人的にそういうことを民間がやればなかなかそれにお客のニーズに合わせてですね、そういったのもできると思うんですけども、今回やっぱりそのまちづくり公社の委託の中の一つになるんですか。全く別個にレストラン部分はなるんですか。

堂之下商工観光課長

今回、にぎわい交流館あくね駅としての指定管理ですので、その部分も含んでまちづくり公社が引き受けることとなります。その中身についてはまた公社のほうで考えていくこととなります。

山田勝委員

なかなか言っても、なかなかできない問題なんですよ。ていうのは、例えば私ども、私のような民間から考えれば、つくった家もそれぞれあそこの部屋も全部見てですね、あれはもうほんとの税金でできな、あげん贅沢はできんことをやってるわけですよ、普通に考えれば。だから、非常に難しいと思いますよ。あれを、利益を上げるという状況については。なかなか難しいけど、せつかく指定管理者にしてですね、やっぱりその利益を上げてもらわないかん、人を集めてもらわないかん、もちろん車を使ってね、わざわざあそこまで行っていう、そういうこともやっぱり取り組んでもらわないかんじゃないですか。そういうためにはね、それなりの人が責任を持ってやる人をつくってくれないと、簡単にいかないと思いますよ。だからこやな、やっぱり正念場ですよ。簡単に口でどんなにいいことを言ってもね、利益が上がらないっせんがんにもならんたっで。人が集まらな話にもならんわけでしょ。だからそういうことをやっぱりね、次の人に誰が責任者になるか、責任者をちゃんとつくってやってほしいな。まあ、期待して終わります。

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第42号について、審査を一時中止します。

次に、議案第43号について審査に入ります。課長の説明を求めます。

堂之下商工観光課長

次に、議案第43号、にぎわい交流館阿久根駅条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。議案第42号で御審議いただきましたとおり、にぎわい交流館阿久根駅について新たな指定管理者による管理を行わせるため、所要の規定を整備する必要あることから、条例の一部を改正するものであります。

それでは、主な改正内容についてご説明申し上げます。議案書6ページ、参考資料は1ページからになります。第5条の第2号として、阿久根駅の使用の許可及び使用の制限に関する業務を追加し、第2号及び第3号を繰り下げ、第8条では、阿久根駅において、物品の販売、飲食物の提供、広告物の掲示及び配布、展示会、音楽会、集会その他これらに類する催

しをする場合、あらかじめ市長の許可、又は指定管理者が管理を行う場合は、指定管理者の許可を受けなければならないということを規定し、第2項から第4項は、使用許可の条件、使用許可をしないことができる要件等について定めるものであります。第9条は、使用許可を受けた事項に関して、変更、取り消し、中止等のできる使用の制限について、定めるものであります。第10条は使用料について定めるものであり、第11条は、使用料の減免について、第12条は、使用料の返還について定めるものであります。第13条は、利用料金について定めるものであります。利用料金については、指定管理者が、使用者の使用に係る料金を自らの収入とすることができるものとし、その利用料金は、第10条の使用料の範囲内において、市長の承認を得て定めることなどを規定するものであります。第14条は、施設等の原状の変更禁止について規定するものであります。別表は、第10条の使用料金、第13条の利用料金に係るものであり、物品の販売においては、100分の30以内において、物品の区分に応じ規則で定める率を、当該物品の売上額に乗じて得た額とし、飲食物の提供は、売上額に100分の5を乗じて得た額を、展示会等の催しについては、売上額に100分の5を乗じて得た額とするものであります。

なお、附則については、交付の日から起算して6月を超えない範囲内において、規則で定める日を施行日とするものであります。

以上で、説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

野畑直委員

課長、ちょっとお尋ねします。おれんじ鉄道の撤退をして、美しい海のまちづくり公社にしたいということですが、営業時間について教えてください。今までの分でいいですが、おれんじ鉄道がしてる時はここの営業時間というのがあったと思うんですが、それはわかりますか。

堂之下商工観光課長

すみません、はっきり覚えてないんですけども、すみません。営業時間というか、にぎわい交流館自体は朝7時から午後9時まで、これは条例で決まっておりますので、その範囲内で食堂・売店等やっております。食堂もおれんじ鉄道の時には11時から9時まで、途中ランチタイムを過ぎて少し休憩はありましたけれども、9時まで開業しておりました。売店については8時までだったと記憶しております。

野畑直委員

駅ですからですね、電車が始発から終電までいるんですが、これについての時間は、これ以上に、今、営業時間を教えてもらいましたけれども、これ以前に電車が来て、それ以降に降車される方もいると思うんですが、にぎわい交流館あくね駅の場合には、あれだけの施設ですけれども、駅でありながら、その時に裏を通過して、回らないといけないということも聞いたんですが、その辺についての対策というのは、どのように、それでいいと思われているのか。駅の中を通らずに、交流館の中を通らずに外を回らないといけないというような不便さがあるということも聞いていたんですが、その辺についてはどのように考えていますか。

堂之下商工観光課長

今のところは条例どおり、7時から9時までというふうに考えております。それ以外の時間については夜間通路といいますか、外部の通路を通過していただくということで考えております。

野畑直委員

私が言ったのがよく通じたのか通じないのかわかりませんが、あくまでも駅ですよ。駅でありながら駅の中を通れない駅ということになってしまいますと思うんですが、ある意味機能を失っているんじゃないかと思うんですよ、私は。私が聞いた範囲でも不便だと、聞けばですよ。そういう営業時間が終わって、鍵をされるんでしょうから、当然その中は通れませんよね。それでもいいとお考えですか。

堂之下商工観光課長

これまでもそういった御要望はありますけれども、やはり施設の管理面からいきますと、それしかないんじゃないかというふうに思っております。もし開業時間を長くするとすれば、またそれなりに人件費もかかってまいりますので、指定管理料の見直しも必要かというふうに考えます。

山田勝委員

そや、私もたくさん聞いてますよ。だから、設計する人がね、まったく次元の違う人が設計をしてるんですね。あそこは。駅を、門から通路を通っていくところをちゃんと真ん中をあけてね、施錠するようにすればよかつじゃいどんからん、そげんせんじん、そこんこんの分考えとって、本人だけレベルが高いと思ってるだけで、私たちから見れば三流も五流も人や、あの人は。だから、それをどうするかつうのをね、今後、やっぱり考えないかんわけだから。その意見はたくさんありますよ。閉めた後は回らないかん。ひっかかってはんとくってした。何のためにつくったのよ。こりゃ、今から絶対考えないかんことよ。裁判でもしてもいいですよ、あの人をば。だからそれぐらい厳しい態度で当たって構造改革するような、しないと、利用する人から閉まれば回らないかん。あいで駅なって、いうことですよ。それはね、やっぱりおたくとしては、あなたは条例ですから、そのとおりですよ。条例であります。施錠せないきやならん。夜間通路を回ってください。それだけの話ですよ。ところが住民から見ればですね、阿久根駅をつくって、何億円とかけてつくつとつとに、なんで市民が不自由し、強いられないかんとですかという理屈も成り立つでしょ。だから今後の問題としてはね、そういう構造を変えて、すつと通れるようなふうにするのも一つの案ですよ。ということでお願いします。

牟田学委員

私も手を挙げたのは、その営業時間のことなんですよ。結局、一部の条例改正を見て、時間が載ってないなど。だから今、言われるように、じゃあ市民は朝はよう、一番列車が来たのに、寒い中周りを通ってというのは、いうのもあるし、もう一つ、この間の市長の答弁で、居酒屋をどうするかっていう問題もありましたよね。そういった中で、営業時間を7時から9時に今、定めてありますけれども、なんで時間を条例改正をせんかったのかなていうのがあって、もうちょっと今の駅は施錠しなければいけませんけれども、せめてこうやってまちづくり公社に委託するんであれば、一番列車が来る時はもう開けるとかですね、やっぱりそういう努力もせんとはですね、せつかくつとつたのに市民が使えないというのが一番問題だと思いますよ。それと、営業時間を9時でしてありますけれども、市長もどう考えているかわかりませんが、そこ辺りはやっぱり改正していかな、意味がないんじゃないのかなというふうに思います。

山田勝委員

つくったものはね、未来永劫に百点じゃんかわけよ。使ってみれば、不便な部分はですね、その都度その都度改善していかないかんわけですよ。使ってみて。そこを利用する人が不便を強いちゃいんじゃないですか。使う人が一番ですよ。お客様ですよ。つくった人が一番じゃないんですよ。そこまで想像できなかった設計者が悪いんです。私に言わせたら。だか

らその都度その都度現実に合ったようにやはり構造改革したり、ルールを変えていかないと。利用者はほんとにルールに縛って不便なまちになってしまいますよ。

以上です。

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

答弁はいいですか。

山田勝委員

いいですよ、答弁できんもんね。

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

ほかにありませんか。

濱崎國治委員

今回の条例改正ですね、非常に多岐にわたっているんですが、新たに入館の制限から今度は使用の許可ということになっておってですね、これが一番の大きな柱ではないかというふうに理解しているんですが、これからしますと、まちづくり公社は阿久根駅全体を管理して、物品の販売、飲食の提供等については指定管理者が、いわゆる許可した人に任せるんだよということが主なんです、ということは、直接公社がなくて、いわゆる市内の業者にこういうのをさせるという意味で理解していいんですね。

堂之下商工観光課長

そういうこともあり得るということで、規定をしてございますが、ただそれだけではなくて、いろんな場合、いろんな使い方がありますので、その場合の使用の許可とか、公社が任せるとかという場合だけでもなく、いろんな形での展示会だったりとかいろいろございますので、そういった意味で、広い意味でこの使用の許可というのは捉えて制定してございます。

濱崎國治委員

私はですね、今までの第8条は入館の制限等なんですね。こういうことについては制限しますよという、破損する恐れがある。ところが今回は、使用の許可ということで、特に10条、第13条の別表では、物品の販売は、使用料はこれだけです、飲食物の提供はこれだけですよということで、あえて規定してあるんですよ。ですから、今回の改正で特に公社が直接営業を、こういう物品の販売、飲食物の提供を中心にですね、するべきところを市内の、特に市内の業者等のそういう希望者がおったらその人にさせるんですよというのが主体になっているように私は思うんですけども、そういうことじゃないんですか。あえてここで条例改正をしたというのは。

堂之下商工観光課長

この条例については、必ず公の施設については決めなければいけないということで県のほうから指導を受けたものでございます。この物品の販売等についても、売店について、例えば公社が自分で売店を実施するとしても、出店業者から手数料ということでもらうわけですので、その率をこの100分の30以内においてということを決めさせていただいたということでございます。普通の物産館と同じような考え方でここは決めております。

濱崎國治委員

ということは、今までおれんじ鉄道を指定管理者にしとったんですが、そののところに指定管理させたんだけど、どうも不都合があるということで今回こういうのを入れないかんという改正なんですか。

堂之下商工観光課長

おれんじ鉄道の場合は、面積の持ち分というところで売店・食堂部分がおれんじ鉄道の所有物であったということ、所有権を持ってたということで、ここまで決めなくていいんじゃ

ないかということで自由にそこはおれんじ鉄道にさせたらということで決めなかったというふうに聞いております。ただ、この公の施設の条例としてはこの辺に不備があるということで今回県のほうからも指導を受けましたので、改正ということになったところでございます。

濱崎國治委員

今回の改正によってより、例えば民間業者に営業をさせることが、可能性が広まったということで理解していいんですね。

堂之下商工観光課長

それも有り得るというふうに考えております。

濱崎國治委員

私は最初から言っているようにですね、相手、指定管理者が許可するんですよということ載っかって、しかも手数料はどれだけですよ、いわゆる使用料ですね、どれだけですよとあえて具体的に規定した関係で、私はこれはこれまでと違って民間の業者のノウハウを利用して、どうぞこの阿久根駅で営業して活性化させてくださいということが主な改正かなと思っただけですからお伺いしたところです。

堂之下商工観光課長

この指定管理業務というのが、大体が指定管理者がこういった使用を許可できるというのが指定管理者のメリットでもあるわけですので、その辺のところを今回条例でもってしっかりと規定をしたというところで御理解いただければありがたいです。

[「いいです」と発言する者あり]

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第47号について、審査を一時中止いたします。

[「43号です」と発言する者あり]

すみません、議案第43号について、審査を一時中止します。

次に、議案第47号を議題とし、商工観光課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

堂之下商工観光課長

それでは議案第47号、平成27年度阿久根市一般会計補正予算第1号のうち、商工観光課所管分について御説明申し上げます。

補正予算書は10ページをお開きください。7款商工費1項商工費2目商工振興費は、地域メディアプロデューサー育成事業が県の地域振興事業採択の内示を受けたことから、一般財源から県補助金へ財源振替を行うものであります。

次に、7ページをお開きください。14款県支出金2項県補助金6目商工費県補助金1節商工費補助金、250万円は、地域メディアプロデューサー育成事業に係る県補助金であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

質疑なしと認めます。

なければ、議案第47号中、商工観光課所管の事項について、審査を一時中止します。

(商工観光課 退室)

ここで10分間の休憩をとります。

(休憩 10:56 ~ 11:06)

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

(健康増進課 入室)

議案第44号について審査に入ります。健康増進課長の説明を求めます。

児玉健康増進課長

議案第44号について御説明申し上げます。

平成27年度の国の予算が本年4月9日に成立したことを受け、低所得者の介護保険料軽減を拡充するなどの、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が4月10日公布、同日施行され、この政令により、第1号被保険者のうち介護保険料の所得段階が第1段階に該当する者の保険料については、基準額に乗じる割合を現行の0.5から0.05を超えない範囲内で市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額とする内容の介護保険法施行令の一部が改正がされました。本市におきましては、この介護保険法施行令の一部改正に基づき、第1段階に該当する被保険者の平成27年度から平成29年度までの保険料については、基準額である年額6万7,200円に乗じる割合を、現在の0.5から0.05減じた0.45とし、年額3万240円とする特例を第2条に追加しようとするものであります。また、第11条第2項の改正規定は、介護保険料の減免に係る申請書の提出期限を普通徴収、特別徴収に係りなく「納期限まで」に改めるものであり、附則は、第1項として、この条例の施行日を、第2項として、改正後の条例第2条第2項の規定の適用に関する経過措置を定めたものであります。

以上で説明を終わりますが、質疑につきましては私、税務課長、課長補佐又は担当係長からお答えいたします。よろしく申し上げます。

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

山田勝委員

介護保険料が減免される、もろもろね、こういうことで変わってくるわけですが、例えば介護保険の減免される人に対して、役所はちゃんと通達するんですか。こうこういうことになりますので申請してくださいと。

川畑税務課長

減免される理由といたしまして、火災等の災害が主な原因なんですけど、そういう火災等とかあったら、こちらから御案内の通知を、通知というか電話で案内して、こういう申請をすれば軽減、減免になりますので申請をしてくださいという案内を出します。

山田勝委員

なら改正の2条の2項やっど、2項の前条第1項に掲げる第1号被保険者については、保険料の減免賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらずこれだけと、こういうふうになりますよね。安くなりますよね。今年はですよ。だからこういう方々についてはどういう連絡をするの。

川畑税務課長

この第2条の2項につきましては、平成27年度から29年度までの3年間の第1段階の被保険者全員ですので、今年につきましては来月が第1期の納付になりますので、その時に

全員に、今回改正が可決されれば、その保険料で通知をいたします。第1段階というのもそこに通知書に、

[「保険の納付書に添付してやるんですか」と発言する者あり]

この保険料につきましては、申請は不要ですので、あなたは第1段階で、保険料は年間3万2400円ですと、そういう通知を最初からいたします。

山田勝委員

わかりました。ならここじゃなくて、第11条については書類を添付せないかんけれども、これについてはしなくてもいいということですね。了解。

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第44号について、審査を一時中止いたします。

議案第47号を議題とし、健康増進課の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

児玉健康増進課長

議案第47号のうち、健康増進課所管に属する事項について御説明申し上げます。

補正予算書の9ページをお開きください。歳出から御説明申し上げます。第3款民生費1項3目老人福祉費の補正、740万9,000円は、介護保険の第1号被保険者のうち第1段階に該当する被保険者の保険料軽減分を補填するための介護保険特別会計への繰出金であります。

次に7ページをお開きください。歳入について申し上げます。第13款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金の補正、370万4,000円、次の第14款県支出金1項2目民生費県負担金の補正、185万2,000円は介護保険料軽減分の繰出金うち、国が2分の1、県が4分の1の負担率によるそれぞれの負担金であります。

以上で説明を終わりますが、質疑につきましては私、課長補佐又は担当係長からお答えいたします。よろしく申し上げます。

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第47号中、健康増進課所管の事項について、審査を一時中止します。

(健康増進課 退室)

(都市建設課 入室)

次に、議案第47号中、都市建設課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

西園都市建設課長

お疲れ様です。よろしくお願ひいたします。

去る6月15日の本会議におきまして、当委員会付託になりました、平成27年度一般会計補正予算第1号のうち、都市建設課所管の主なものを御説明いたします。

予算書の4ページをお願いいたします。初めに、第2表、地方債補正の追加から御説明させていただきます。番所丘公園整備事業でございますが、県を通じましてコミュニティ助成事業「共生の地域づくりに係る事業」承認に伴い、番所丘公園にユニバーサルデザイン遊具施設設置事業に係る起債額を追加しようとするものでございます。

次に、補正予算に関する説明書について、歳出から御説明いたします。予算書の10ペー

ジをお願いいたします。8款土木費5項都市計画費3目公園費15節工事請負費の1千4百万円は、平成27年度コミュニティ助成事業「共生の地域づくりに係る事業」承認が、平成27年4月15日付けであったことから、番所丘公園に幼児から高齢者等まで幅広い年代において、利用される複合型遊具施設を設置するため、追加補正を行うものであります。事業の内容としまして、設置の場所が、公園内の多目的広場に隣接した滑り台、ジャングルジム、東屋が設置してある場所の園路近接して設置いたします。この複合型遊具は、延長約20mで幅10mの中にスロープ通路等がゆるやかに設置しており、組み合わせられた遊具に幼児も連れて歩いたり、車椅子で利用できるものになっており、スライダーを含め13のアイテムが取り入れて子供、女性、高齢者、障害者の方が楽しむことができる複合型遊具になっております。当事業は、コミュニティ助成事業費助成額1,000万円を活用することになります。

次は歳入であります。8ページをお願いいたします。19款諸収入5項雑入4目雑入20節雑入の上から3段目の1,000万円の増額は、コミュニティ助成事業「共生の地域づくり助成事業」に係る番所丘公園ユニバーサルデザイン遊具設置事業の事業承認があり、事業の助成金を追加するものであります。次に、20款市債1項市債7目土木債4節都市計画債、4百万円は今回の事業におけるコミュニティ助成事業に係る番所丘公園ユニバーサルデザイン遊具設置事業の事業承認があったため、助成金残額に市債、これは過疎債の100%になります、を財源充当するものであります。

以上で説明を終わりますが、御質問に対する答弁は課長、不足の場合は、担当係長で対応させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

山田勝委員

あのね、1,400万円の遊具施設だということですね、これは誰が設計をする、既製品なんですか。誰か設計者がおいやつですか。

西園都市建設課長

これはコンサルがもう事前に設計を、設計されたものを導入する予定であります。

山田勝委員

コンサルタントが設計をしたものと、コンサルタントは特別その設計委託料とか何とかいらないで、既に既製品だっっちゃうことですか。

西園都市建設課長

この遊具につきましては、平成25年度に2社の遊具業者から提案書を出していただいて、その提案の中から環境に優しい、子供たちに優しい、そういう遊具を選定して設計の中に盛り込むちゅう形になっております。

山田勝委員

なら、今回いい予算が見つかったから、それをはめて実現しようということですか。

西園都市建設課長

これにつきましては、平成26年度に申請してあったんですけども、その時には不採択になりました。今年、27年度で事業採択がありましたので、今回申請して設置するという形になりました。

野畑直委員

10ページの8款3項、今の遊具施設についてですけども、これはコンサルタントで既製品の設計のものがあると思うんですけども、複合型遊具施設ということで、課長の説明

ではなかなかわかりづらいところもあって、このなんか設計のカタログみたいというかそのような写真みたいなものはないんですか。

西園都市建設課長

写真があります。

野畑直委員

説明だけではなかなかわかりづらくてですね、予算を認めるか認めないかというときに、どんなのがあるのかわからないようではよくないと思いますので、

[「議員のしが認めたんじゃって、うんどが責任にしまったっど」と発言する者あり]

できればそういうのも提供してもらいたいと思います。

(遊具写真の資料配布)

今、こういう施設があるということで写真を見せてもらっておりますけれども、なかなか課長の説明では延長が20メートル、幅が10メートルとるということで、高さは関係ないのかなと思っておりましたけれども、そのようなものでもないということがわかりましたので、了解します。よくわかりました。

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

ほかに質疑はありませんか。

白石純一委員

今、写真も見せてもらってますけれども、先ほど説明の中で、環境にも優しいということでしたけれども、具体的にどういうところが環境に優しいということでしょうか。

西園都市建設課長

これにつきましては、下澤係長に説明させますので、よろしくお願いします。

下澤係長

今、写真を回覧いたしましたけれども、遊具自体が木製遊具を、木製でほとんどが使用されておまして、県産材の木製、杉材に防腐剤処理、安全な防腐剤処理をして、結局古くなったらそのまま自然に還るような消毒の度合いということですね、もう一つの案の遊具がプラスチック製とかだったんですけど、この環境に優しい、やっぱり県産材というか地域の木を使うというのが環境に優しいということになって、提案させていただいております。

以上です。

白石純一委員

まさに私もその辺を聞いたかったものですから、県産材ということで、もちろんできれば阿久根産、なければ北薩というようなできるだけ地元の木材をというようなことは可能でしょうか。

下澤係長

遊具を提案されたメーカーがですね、宮崎県のメーカーなんですけど、提案としてはユニバーサルデザインといいまして、先ほども説明しましたけど、幼児から障害者、高齢者まで使えるような遊具でございまして、木についてはなるべく地域の、宮崎県、鹿児島県の材が使われるというような見込みでおります。

以上です。

白石純一委員

宮崎の材も鹿児島材も変わらないと思いますので、やはりまずは阿久根で手当てできるものは阿久根、できなければ北薩、できなければ鹿児島ということで、できるだけ地元の材をお使いいただければと思うんですが、その辺は可能でしょうか。

西園都市建設課長

おっしゃることはごもっともということで、そういうような形で手順を踏んで採用していきたいというふうに思います。

以上です。

牟田学委員

材木ということで、耐用年数、腐食があると思うんですけども、耐用年数はいくらぐらいみてあるんですか。

西園都市建設課長

防腐剤処理をしまして20年（15年以上と訂正あり）はもてるという形で伺っております。

野畑直委員

すみません、もう一点だけお願いします。この遊具施設を今写真で見せてもらいましたが、この1機が1,400万円ということで理解していいんですか。ほかにもう遊具施設はないんですか。

西園都市建設課長

そのとおり1機で1,000万、設置工事含めてという形です。

[野畑直委員「わかりました」と発言]

山田勝委員

持ってきて平坦なところに並べるだけか、それともちょっとした設置工事をせないかんとか。

下澤係長

課長の説明に補足して説明します。野畑委員の御質問なんですけど、実際製品というのは700万程度でして、それを請負工事に、基礎だとかそういうのを含めまして、実際積み上げると、設置手間とか、やっぱり工事請負費の費用が加算されていきますので、約1,400万でやるというようなことでございます。製品自体は既製品がそのまま、それを買って組み立ててそこに設置するというようなイメージでございます。

以上です。

[山田勝委員「了解しました」と発言]

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

なければ、議案第47号中、都市建設課所管の事項について、審査を一時中止します。

（都市建設課 退室）

（水道課 入室）

次に、議案第46号について審査に入ります。課長の説明を求めます。

中野水道課長

先の本会議において、産業厚生委員会に付託された、議案第46号、阿久根市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

まず、第2条は簡易水道事業の設置について規定するものであり、3号から6号の、昭和37年度創設の田代、昭和38年度創設の鶴川内、昭和47年度創設の尾崎、昭和49年度創設の牛之浜の4地区の簡易水道事業を、中部地区簡易水道事業として、統合するものであり、第3条は、給水区域等について規定するもので、給水区域を現行の田代、鶴川内、尾崎、牛之浜の簡易水道事業の全域に、木佐木野地区、尾原地区、弓木野地区、落地区の飲料水供給施設を加えた区域とし、給水人口を創設時の3,920人から、過去10年間の人口動態から推計し直した2,000人とし、一日最大給水量を784立法メートルに改正しようとするものです。

以上で、説明を終わりますが、質疑に対しましては私、もしくは担当係長がいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

山田勝委員

今、課長の説明の中で、例えば中部地区簡易水道の給水区域の説明の中でですね、木佐木野地区、落地区も入りますよという話をされましたが、現在ここんしはないで、どういう形で水を飲んどったの。

中野水道課長

今、共同水道の方は結局人数が100人以下ですので、水道法のいう事業に該当しませんので、今、市民環境課が所管の中で、例えば尾原ですと地下水を利用して、使っていて、落は表流水、表流水というか出水、湧水ですね。木佐木野は地下水、あと一つはどこけ、弓木野は地下水です。で飲んでおります。

山田勝委員

だから、例えばやっど、木佐木野地区についても、どこけ、落についても、ほかんといは別にして、恐らく今までつなぎようにもつなげない特別な飛び地やらいね。それをどういう具合にして今回こうして同じ給水区域内に加えたの。どういうふうなやり方でやるわけですか。

中野水道課長

すみません、今回はですね、とりあえず給水区域を入れたんですが、まず鶴川内水系、それから尾崎水系、それから牛之浜水系というふうに3水系を、3つの給水区域を入れたんですが、水系を3つにわけまして、その中で高低とか高さ関係で尾崎地区と、尾崎水系と、尾崎水系の方はもう（徴取不能）統合という形で、将来的には区域に入れることによって簡易水道の100人以上になりますので、となると水道課も管理ができるという形で、簡易水道の中に入れることができますので、そういう形で給水区域に入れて、管自体をつなぐことは一応計画しておりません。

山田勝委員

非常にいいことなんだけどね、いいことなんだけど、水道料金はどういうふうになる予定ですか。

中野水道課長

水道料金は一応、簡易水道と統合されますと、今の現行の基本料金が800円のトン60円で、簡易水道と同じ料金でしていこうと思っております。

山田勝委員

結果としてはね、住民は、市民はものすごくいいんだけど、なら私が本会議でお尋ねしましたよね。そのほかどうなってるのって言ったら、笠山、松ヶ根と大淵川があると言いましたよね。それは具体的にいつごろこういう形にする予定ですか。

中野水道課長

すみません、結局、今の中部地区の中に共同水道を入れることによって、管はつなげないですけど市の管理、100人以上になりますので簡易水道で管理できるつう形にしますので、当然、大淵川にしても松ヶ根にしても、今のところ脇本、三笠、黒之瀬戸の配水池より場所が高いですので、管は、もしつなぐとすれば増圧ポンプで送る、そういう形しかできないんですが、いろいろと事業、料金とか運営上の関係で一応、管はつながなくとりあえず給水区域の中に入れる形で引き取っていければなとふうに考えているところです。

山田勝委員

今、この方法と同じようなやり方だったら、極端な話が9月議会にでも提案できる状況だよな。ないもせんわけやっで。入れることで阿久根市が管理しますよということですよ。ということは、なんでかつたら、松ヶ根にしても大湊川にしても管理人がおらんとなって、もう困ったもんじゃって言わっで、こうゆう具合に落とがあるいは木佐木野みたいなところもちゃんとこういうふうにして、市が管理しますよと言えば、あっちんしも喜ばいがと思っで言うとかいや。いつすつとよ。

中野水道課長

すみません。結局、中部地区にしても計画は5年で計画しているんですが、28年度までが一応補助対象事業の中でできて、29年以降は一応補助事業が終わりますので、なくなりますので、基本的にはその後は財政状況を見る中で工事を進めていかないといけないんですが、当然、だから松ヶ根にしても大湊川にしても管理はするんですけど、じゃあ、あしたからという形にはならなくて、一応、まずは簡易水道の、今の旧簡易水道の地区の整備をまずして、それからおいおい考えていこうというふうに考えております。

山田勝委員

私が言うのは整備をなさいちゅうんじゃないんですよ。整備をなさいと言うのじゃないんです。ここも整備するわけじゃないわけですからね。整備するわけじゃないんですが松ヶ根、大湊川についてもこういうふうな条例でちゃんとすればですね、例えば9月議会に上げれば10月1日からでもですね、阿久根市が管理することになりました。ということであるしも安心して水を飲まなっど、阿久根市がしてくるらいねと。だから特別、工事費がいるわけでもない、計画がいるわけでもない、条例に追加するだけの話やったあが、いっちょん変わらんけな、なんもせんわけやっで。なら、なるべく早く、一日も早くしてくださいと、市長はそういう方向でやりますとこん前本会議で（徴取不能）、市長の言うとおりで言えばよかとよ。

中野水道課長

とりあえず今の中部地区についても給水区域に入れるという、入れたということはですね、一応水道事業のほうでは認可手続きしないといけないので、給水区域をするにしても。だから大湊川、松ヶ根にしても入れるとすれば当然、ないけ、給水区域の変更をしないといけないので、そういう事務手続きをまず踏まないといけない中で、今回中部地区に4つの共同水道を入れたのは、その事務手続きを省くためにまずは入れると、給水区に入れるという形で今回計画したところです。

山田勝委員

私はね、その事務手続きが終了したので今回提案しましたと言うのなら納得するけど、その事務手続きを省略するために今回こうしましたて言うんだったら、松ヶ根、大湊川についても給水区域の条例を変えさいすれば全く同じ状況になる。なんでそういうことにならないの。

中野水道課長

前例としてですね、黒之瀬戸簡易水道という事業をする中で、深田地区、それから槁之浦地区というのが今のようなこのような形で給水区域の中に入れて、じゃあ即、簡易水道でしたかつうとそうではなくて、4、5年おいてという形でしましたので、今回もある程度整備してからつうか、事業を見ながらですね、話をしていくという形になります。

山田勝委員

わかりますて。あんたがいうのは十分わかりますが、4、5年せな整備しないのであった

らですよ、極端に言ったら整備せんでもかんまん話やらいね。例えば、木佐木野にどげんならして整備をすつとよ。できれば今あるのを使いながらすることが一番いいわけで、落にしても、ですよ。だからそれは同じ条件、松ヶ根にしても大湊川にしても同じ条件じゃったつて。こういう状況をつくることについてはいっちょも迷惑、阿久根市もどこも迷惑かからない。そういう状況をつくれればいいだけの話。なんでそんな突っ張るわけ。市長もすつて言わつたつとを、水道課長は。市長はすつて言わつたつでね。うそやつたつかつて言うつと。どうぞお願ひします。

中野水道課長

わかりました。前向きに検討して、とりあえず給水区域つうか、そういう形で動いていきつたいと思ひます。

山田勝委員

わかりました、同じような取扱いをしていつてください。お願ひします。

中面幸人委員

(徴取不能) ちよつとよくわからないので、もう一回お聞ひしますけれども、言わば、地区を言えつば、例えば田代地区なんかが上から米次とか尾原とかありますよね。下の、下につては上水道がきてるんですけれども、例えば尾原とか米次まで上水道を、管を将来的にはつなぐんですか。今のような状況で、市が面倒みてくれるつという、維持管理につては、そういう。

中野水道課長

一応、管をつなぐのではなくて、維持管理で、今の高齡者になつたりとか、管理が大変ですつので、将来的に阿久根市のほうで維持管理して、ちゃんと管理人をつけてするつという形でいきつたいと思ひます。

中面幸人委員

若干また、邪魔かもしれませんが、言わばそういうふうにつ今の共同水道から市が面倒みてくれる、維持管理みてくれる、その時期的なものはいつぐらいつというのははつきりとはまだわからないわけ。

中野水道課長

とりあえずですね、まず引き取るにあたりましては、例えばメーター、メーターがつ付いていないところにつてはメーターを設置してもらつう。当然メーターがつ付いてる共同水道もあるんですが、メーターの共同水道であつても、うちが管理するつとなると計量法が関係してきますつので、期限の切れてるものは全部交換していただく。それから施設につては今、個人名義になつてるつと思うんですが、それを阿久根市につ名義変更していただくつという形につ、そういう手続きを踏まないつことには市としては引き取れないつということになります。

中面幸人委員

そうすれば、市が引き取る条件として、今共同水道の中でそういうメーターがつ付いとるところもあるし、ないところもあるつんですけども、一応、市の規定による、規定つというか規格による、そういう水道メーターにつ切り替えるのはやっぱり今共同水道の時点でやらなければならぬちゆうことですか。

中野水道課長

すみません、深田につしても槇之浦につしても2地区引き取つてる中でですね、まずメーターを交換していただき、それから一応、ちよつと不備のある配管につては現地を調査しまつして、修理をお願ひしまつして、それで名義を移していただく、そういう形で協議をする中で日にちを決めて引き取るつうことにつしたところですね。

中面幸人委員

メーターを取り換えるまでは、今までとすれば市のほうで維持管理については面倒もらえるんであれば了解していかれるかもしれないけど、例えば管路ですね、管路がもう例えば相当老朽化して、布設替えしなければならぬという方も出てくるかと思うんですけど、そういうのまでやっぱりちゃんとしてからでないと引き受けないんですか。

中野水道課長

いえ、そういうのではなくて、当然そういうのは後で維持管理していかないといけないんですが、とりあえず露出しているところとか、そういうのはちゃんと埋めていただくとかですね、そういう形で一応していただいた経緯があります。それから、当然将来うちが、水道課で管理するようになるにしても、今は皆さんつくった時にはいいんですが、管網図ができてないもんですから、その辺については今のうちにゼンリンの地図でもなんでもいいです、まんが図でもいいですので、管を入れて、管を覚えてるうちに、覚えてる人がいらっしゃるうちに、そういうのだけはルートのもうまんが図でもいいですので、そういうのをしてくださいという形でお願いすると、思っているところです。

中面幸人委員

今回、中部地区に入っているところの中ですよ、例えばその地区で今は簡易水道がでてるんだけど、何世代かやっぱり自分でボーリングして、してるとかいうところもあるかと思うんですけども、この整備の中でそういうところまである程度進めていくという計画はありますか。

中野水道課長

個人さんのボーリング。

中面幸人委員

例えば、今、実際簡易水道できとる中で、新しく家をつくったりしますよね。新しくなあってきて家をつくったりしますよね。そういうところで、なかなか簡易水道とか上水道は引いてもらえなくて、となれば当然自分でボーリングをして地下水をしますよね。そういうところのまとまったところに3軒くらいとかあったりするんだけど、そういうところも今後の計画として簡易水道の配管もしてやるとかいう、そういうのまで、どうなんでしょうか。

中野水道課長

実際、言われるようにそこまでしたいところですが、なかなか、一応、水道料金で運営しないといけない形になりますので、それはもうその時で、今のところは3戸とかそういうのではまず無理です。実際うちの、すみません、配管布設基準の概要がある、要綱があるんですが、それが5戸以上とかですね、市長が認めたときとか、そういう形であるので、そういうのののってる、将来まだここには家がたくさん増設されるとか、そういうのが見込まれるときには当然計画していかないといけないと思っているところです。

山田勝委員

あんな、課長が先ほどいろんな話を聞いているんですけどね、私はもう非常にいいこと、皆さん安心される、非常にいいことだと思います。ただ、んなら引き取るにあたってですね、引き取るにあたって、こういうところはきれいにしてくんやん、あいをきれいにしてくんやんな、例えば個人のメーターとかですね、そういうのはもう本人たちがせないかん話なんです、ところが簡易水道を引き取るときにね、阿久根市は相当簡易水道に金を払ったんですよ、知ってますか、相当。私はもう借金は借金でとって、全部ちゃらで引き取ってよかと自分は思ってたけど、ところがすごくたくさん金を払ったところもあれば、ちゃらのところもある。そういう歴史があるんですよ。そういうことからして、これは個人が支払うべきも

のだよなというのは個人で支払わないかんけれども、しかしその共同水道そのものがどうしてもこことここがこげんしてやらなとりゃならんどということまではあんまいじゃなという気がするんですけどもね。全部引き取りますよ。個人の分は個人が負担してください。でもあと配水の問題については私たちが責任を持ってやりますよって、というふうに理解していい。

中野水道課長

そういうふうに、いいと思います。

山田勝委員

先ほどは、そういうふうに受け取れない部分が一部あったものですからね、だから確認ですよ。だからそういうことですね、皆さん、心安く、一日も早く阿久根市が管理、水道、水そのものを全部管理できるような状況でね、一日も早くやってくださいよ。

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第46号について、審査を一時中止します。

(水道課 退室)

(生きがい対策課 入室)

次に、議案第47号を議題とし、生きがい対策課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

早瀬生きがい対策課長

議案第47号、平成27年度一般会計補正予算第1号のうち、生きがい対策課所管分について御説明申し上げます。

9ページをお開きください。3款2項4目児童館費32万1,000円の増額は、放課後児童健全育成事業の補正であります。平成27年4月15日付けで、「尾崎の児童を増やす会」会長、及び尾崎区長、弓木野区長の連名により、「尾崎小学校の児童クラブ開設に係る要望書」が提出されました。これを受け、4月23日、保護者全員へ「意向調査」を実施した結果、児童総数12名中、緊急に学童保育の必要性がある児童2名、平日利用希望1名、他は夏休み期間等のみの利用希望でありました。児童クラブ設置における県からの運営補助金は、年間240日以上が条件であり、年度途中の開設では条件クリアは難しく、また当初2、3名の対象者では費用対効果面及び指導員等の配置も困難なことから、隣接の「山下小学校児童クラブ」へのタクシー送迎を計画したところであります。児童クラブにおける送迎は、平日の迎え、土曜日の送迎、夏休み等の送迎は保護者が行っていることより、「平日の送り」のみを予算計上しました。夏休み明けの9月から翌3月までの7か月間、平日2便、低学年は午後3時15分、高学年は午後4時15分と、毎月1回土曜日授業後の1便で、運行台数合計は263台となります。今後は、他児童の夏休み期間中の利用状況や、平日利用状況を確認する中から、来年度、尾崎小学校での児童クラブ開設については検討していきたいと考えております。

なお、この予算の財源は全て一般財源であることから、歳入についての説明はありません。

以上で説明を終わりますが、御審議の程、よろしく願いいたします。

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第47号中、生きがい対策課所管の事項について、審査を一時中止します。
(生きがい対策課 退室)

(水産林務課 入室)

次に、議案第47号中、水産林務課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

山平水産林務課長

去る6月15日の本会議で産業厚生委員会に付託になりました、議案第47号平成27年度阿久根市一般会計補正予算第1号のうち、水産林務課所管について説明させていただきます。

まず、歳出について説明いたします。予算書の10ページをお開きください。6款3項2目水産業振興費の補正額69万6,000円は、11節需用費の補正額60万6,000円と、19節負担金補助及び交付金の補正額9万円であり、地域振興推進事業、北薩のさかな魅力アップ支援事業、あくねのお魚体験事業を活用して、「新鮮朝市」や「おさかな祭り」などのイベントと連携して、一般消費者を対象といたしまして、他の地区にはない大規模な衛生管理型市場や大型の冷凍冷蔵施設、製氷施設など、漁港ならではの水産関連施設の見学や、魚の加工やさばき方などの体験を通じ、「水産のまち阿久根」をPRするとともに、阿久根産の水産物の販売促進と魚食の普及を図るため、市場等を見学する際に必要となります長靴の購入や、魚の加工・さばき方など体験に必要な消耗品や材料費、朝市等の販売促進に必要な資材の購入のほか、水産加工体験の体験料について、その一部を補助するため、増額補正するものでございます。

次に、歳入について説明いたします。予算書の7ページをお開きください。14款2項5目農林水産業費県補助金3節水産業費補助金の補正額34万8,000円は、先ほど歳出で説明いたしました、水産業振興費の地域振興推進事業費に係る県補助金であり、北薩地域振興局からの通知に伴い事業を実施するために増額補正するものであります。なお、補助率につきましては、2分の1であります。

以上で、水産林務課所管の補正予算に関する説明を終わりますが、答弁につきましては、私並びに担当係長より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

白石純一委員

6款3項2目水産業振興費の消耗品等で、長靴や魚をさばく用具等ということでしたけれども、こういった事業はこれまでも行っておられたんじゃないかと思うんですけども、今年新たに別の形、あるいは大規模に始められるということでしょうか。

山平水産林務課長

担当係長のほうに答弁させます。

大石係長

私のほうから答えさせていただきます。これまでもですね、市場の見学であったり、冷蔵庫の見学というのは行っておりました。そのときには漁協に備え付けの長靴を貸していただいていたということもありまして、今回、市のほうでも購入して備え付けたいというのと、あと、水産加工場に行っていただく際にも、市のほうで整備した長靴を持って行ってもらって体験していただくこうというふうに考えているところです。

以上です。

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

ほかに質疑ありませんか。

山田勝委員

課長の説明を聞いてるとですね、水産のまち阿久根でしかない魚、阿久根でしかない魚の
関係で、具体的に今ね、阿久根にしか見れない、阿久根でしかできないような魚ちゅうのは
どんなのがあるの。

山平水産林務課長

担当係長が説明いたします。

大石係長

先ほど課長が述べましたのは、阿久根でしか体験できないということで、大規模な衛生管
理市場の見学であったり、製氷工場の見学ということで申し上げました。阿久根で独特の魚
といますと、多くはタカエビの漁の時に混ざってくる深海性の魚、魚介類が非常に珍しい
ものだというふうに思っています。それを加工していただくという体験も今後考えていきたい
なというふうには思っております。

以上です。

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

ほかに質疑ありませんか。

白石純一委員

この見学の対象はどういった方でしょうか。

大石係長

現在考えておりますのは、朝市に来ていただいた方を中心に考えております。水産研究会
のほうは毎月毎月朝市開催の前に折り込み広告をしておりますので、その中に記載いたしま
して募集という形を考えております。それと同時におれんじ鉄道を利用される方、それも広
告に載せまして、利用者の方には朝市をしている水産研究会のほうからもプレゼント的なも
のを出しますよというようなことを広告で出したいと思っております。

白石純一委員

児童生徒たちの体験、社会科見学等の見学はありますでしょうか。

大石係長

学校からの申し出があった場合には、私どものほうで受け入れて、漁協とも協議しながら
受け入れをしているところです。

白石純一委員

積極的にその、これから各学校に働きかけてですね、市の水産産業を理解してもらうために
市内の学校あるいは近隣で、海に面していない小学校、海から遠い小学校・中学校の生徒さん
たちに阿久根の水産産業を理解してもらうためにこういった生徒・児童にできるだけ来てもら
うと、というような働きかけを、学校に対してやることもお考えでしょうか。

大石係長

市内の小・中学校につきましてはこれまでも呼びかけをして見学等は来ていただいております。
市外の学校については遊々体験倶楽部でつくりましたパンフレットを利用して来てくだ
さいというような、こういう体験ができますというようなコマーシャルをしております。

以上です。

山平水産林務課長

今、補佐が申し上げたこととですね、あと料理体験じゃないですけど、魚の捕獲の関係で
地引網体験とかいうのも体験活動させているところです。

以上です。

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

ほかに質疑ありませんか。

白石純一委員

民泊という事業もこれから市も取り組んで、より推進されていこうとしているようですので、そういう民泊ともからめてですね、できるだけ水産の振興のために、阿久根市に滞在していただきながら、こういった体験をしていただくというような事業もぜひ進めていただければと思うところですので、要望させていただきます。

以上です。

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第47号中、水産林務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。（水産林務課 退室）

以上で各課の審査が終わりましたが、議案第42号から第47号までの5件に関する現地調査について各委員の意見を伺います。

山田勝委員

私は現地調査をですね、今回、まず番所丘公園、それと食肉流通センター、それと阿久根駅を現地調査のお願いをしたいです。

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

ほかにありませんか。

白石純一委員

高度衛生処理市場ですね、漁協の高度衛生市場をお願いいたします。

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

ほかにありませんか。

山田勝委員

補足説明をさせていただきますが、阿久根食肉流通センターについてはですね、なかなかこうして見学に行くことは皆さんなかったと思いますよ。もう長い間。あれは第3セクターで阿久根食肉流通センターになった時の経緯から私は知ってるので、皆さん方にも同じように共有してほしいと思ってます。というのは、あれは阿久根市が49%、JAが2%持っているんですよ。あとは全部スターゼングループが持ってます。しかし運営そのものはスターゼンから社長が出てるんですけども。あれはあくまでもですね、阿久根市が進めている、阿久根市の事業なんですよ。だからその付近を皆さん認識していただきたいということ。ですから阿久根市のこういう予算をですね、国の予算、県の予算を使って仕事ができる。そういう施設なんです。だから、今回やはりちゃんとその付近の説明を聞いて現在の状況とかもですね、処理頭数とか、あるいは流れとかというのも聞いてですね、おきたいと思いますので、食肉流通センターについては提案した次第でありますので御理解ください。

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

すみません。ほかの委員にお伺いいたします。今、番所丘、阿久根駅、食肉流通センター、北さつま漁協、4か所出てきたんですが、そこを調査するということによろしいですか。

[「はい」と発言する者あり]

それではちょっとそのままお待ちください。休会いたします。

(休憩 12:06 ~ 12:07)

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

それでは1時30分から現地調査を行います。1時30分まで休憩いたします。

（休憩 12：08 ～ 13：28）

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

休憩前に引き続き、委員会を開催いたします。

次に現地調査を行います。順番について申し上げます。最初に食肉流通センター、次に阿久根駅、3番目に北さつま漁協・水産振興センター、最後に番所丘公園管理棟となります。ちょっと位置的に場所があちらこちらになりますけど、向こうの、相手方の都合でこのようにさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と発言する者あり〕

じゃあ、準備をお願いします。

（現地調査 13：29～15：25）

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

現地調査に引き続き、委員会を再開いたします。

ここで議案の採決に入る前に、委員間討議について説明いたします。昨年9月議会から委員間の討議を行うことを決定しております。この委員間討議の目的は、委員会において、議案等についての論点を明確にし、審議内容について理解を深めることを目的とするもので、議案等に対する賛否の表明や他の委員の意見を否定する場ではありませんので、特に御留意をお願い申し上げます。また、委員間討議の時期につきましては、意見を伺ったあと、討論の前となりますので御了承願います。

それでは、議案第42号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、次に討議に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第42号、にぎわい交流館阿久根駅の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

休憩、休憩に入ります。

（休憩 15：27 ～ 15：29）

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、議案第44号を議題とし、第43号を議題として、各委員の御意見を伺います。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、次に討議に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、次に討論に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第43号、にぎわい交流館阿久根駅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と発言する者あり]

御異議なしと認めます。

よって議案第43号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、次に討議に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、次に討論に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第44号 阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と発言する者あり]

御異議なしと認めます。

よって議案第44号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、次に討議に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、次に討論に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第46号、阿久根市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と発言する者あり]

御異議なしと認めます。

よって議案第46号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

山田勝委員

8款土木費3目、5項3目公園費のですね、都市計画、公園費の中の1、400万について

てですね、これについて私はとやかく言う気持ちはないんですけどね、きょう、遊具を設置するところ、せっかく素晴らしい遊具を設置していただいでですね、あの公園がゴールデンウィークは1万人も来る、1日に来たというびっくりするような数字をね、並べている、並べてくれている中で、あの公園の、花園の管理、芝生の管理については、憂慮すべき問題ですよ。だから、ここは厳しく申し入れをし、あわせてですね、解約条項があるんだったら、解約でもしてもいいと思いますよ。それもちょうと付記してください。以上です。

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

わかりました。ほかの方からの御意見はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、次に討議に入ります。

なければ、次に討論に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第47号、平成27年度阿久根市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と発言する者あり]

御異議なしと認めます。

よって議案第47号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、本委員会の所管事務調査を議題といたします。

本委員会では平成26年度において、「交流人口増加対策について」、「六次産業化の推進対策について」、「鳥獣被害対策について」、「道路・河川の危険個所の整備対策について」の4件を所管事務調査事項とし、本年第1回定例会において報告をしたところです。

そこで、新たに本委員会の調査事項を決定したいと思いますので、協議をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

(休憩 15:36 ~ 15:37)

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

休憩前に引き続き委員会を開催します。

それでは、本委員会の所管調査について、御意見を伺います。

野畑直委員

初めての委員会ということで、本会議も始まって、また皆さんの意見もまだまとまらないようですので、6月24日に全員協議会終了後に時間がとれるので、その時まで意見皆さん持ち寄って委員会を再度開いてもらって決めたらいいと思います。

[「異議なし」と発言する者あり]

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

調査項目数に制限はありませんが、あまり多岐にわたると詳細な調査が難しくなりますので、その時、2つ程度に集約したほうがよいというふうに思います。

所管調査として、今年度1人7万円の旅費を予算化しております。先進地調査などの必要性の有無もお諮りしたいと思います。

山田勝委員

所管事務調査っていうのは、産業建設委員会の所管の事務調査っていうのは、何も旅費を使って東京にいたい、どこにいたいするんじゃないですよ。閉会中の継続、閉会中に所管事務調査をするわけやっで。あわせてそういうやってる中で、どうしても行きたいというときには、いくら予算がありますよということで、だから予算ありきで旅行を決めようというのはよくない。

産業厚生委員長（仮屋園一徳委員）

今は、そういった予算面がありますよということだけの確認だけですので了解ください。

それでは、6月24日の説明会終了後、再度委員会を開くということによろしいですか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で本委員会に付託されました案件はすべて終了しました。

ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては委員長に一任されました。

次に、広報広聴委員会委員長から本委員会あて阿久根市議会だよりの原稿の提出依頼がありました。委員の皆さんから記載内容等について何か御意見はありませんか。

〔「委員長一任」と発言する者あり〕

それでは、原稿の記載及び提出については委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、阿久根市議会だより産業厚生委員会報告の原稿記載及び提出につきましては委員長に一任されました。

ここでお諮りいたします。

本委員会に付託されました案件はすべて終了いたしましたので、6月23日の委員会は休会とし、閉会することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

次にその他ですが、委員の皆さんから何かありませんか。

〔「ありません」と発言する者あり〕

それでは、以上で産業厚生委員会を閉会いたします。

（閉 会 15時42分）

産業厚生委員会委員長 仮屋園 一徳